

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。